

令和6年度タクシー事業評価制度にて最高評価「ゴールド優良事業者」を取得しました

タクシー事業者評価制度とは神奈川タクシーセンターが京浜地域（川崎市・横浜市・横須賀市及び三浦市）でご利用頂くお客様により良質なタクシーサービスと利便性向上のため、「接客・サービス」・「安全・運行管理」・「経営姿勢」の各評価項目に「加点措置」を加えた合計評価点数により、法人タクシー事業者を、総合的に評価・周知する認証制度です。

詳しくは神奈川タクシーセンターWEB サイトをご参照ください。 [優良事業者一覧 | 神奈川タクシーセンター](#)

東栄タクシーはタクシー事業評価制度において、今回から評価点数 100 点満点を対象に新設された「ゴールド優良事業者」の認定を受けました。「ゴールド優良事業者」は京浜地区 107 社の中で当社を含め 2 社のみと狭き門になっています。

タクシー事業者評価制度は、タクシーの利便性やサービスの質を上げる目的で行われている評価制度です。東栄タクシーは「ゴールド優良事業者評価」を獲得しており、それは資格取得や実地経験をサポートする研修や働きやすさによるものです。この評価に恥じぬ事業者でいられるよう日々たゆまぬ努力を、スタッフ一丸となって続けてまいります。タクシー運転手への就職・転職を考えている方は、ぜひ東栄タクシーをご検討ください。



様式第2号

令和7年6月25日

東栄興業 ㈱ 殿

一般財団法人 神奈川タクシーセンター
会長 野 寺 孝 一

事業者評価通知書

令和6年度における貴社の事業者評価につきまして、タクシー事業者評価制度 委員会において決定いたしましたので、下記のとおりご通知いたします。

記

1. 事業者評価対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 事業者評価

分類	評価項目	点 数	備 考	
法令 遵守	指導事実評価	0 点		
	行政処分事実評価	0 点		
	小 計 (A)	0 点		
	評 価 点 数 (30点-A)	30 点		
旅客 接遇	苦情事実評価 (B)	0 点		
	評 価 点 数 (30点-B)	30 点		
	速度・駐停車違反等評価	0 点		
	事故情報評価	0 点		
安全 管理	過労防止評価	0 点		
	行政処分事実評価	0 点		
	小 計 (C)	0 点		
	評 価 点 数 (30点-C)	30 点		
保有台数による点数軽減措置		0 点		
推進制度（研修受講による特別措置なし）減点措置		0 点		
措置	環境 対策	EV・HVタクシー導入評価	1 点	
		グリーン経営認証取得評価	1 点	
	旅客 利便	SDタクシー導入評価	1 点	
		インバウンド対応評価	0 点	
	接遇 向上	SDタクシー乗務員研修受講状況評価	1 点	
		ドラレコ映像72時間保存	1 点	
	安全 対策	トランクサービス走行実査	1 点	
		デジタルタコグラフ導入評価	1 点	
	職場環境 その他	先進安全装置搭載率導入評価	1 点	
		働きやすい職場認証評価	2 点	
		地域貢献評価	1 点	
	小 計 (D)	10 点	10点限度	
	評 価 点 数 (D)	10 点		
合 計 評 価 点 数		100 点		
事 業 者 評 価		【ゴールド】		